

陸前高田市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 本規約は、陸前高田市（以下「本市」という。）が市民及び来訪者の利便性の向上、また災害時の情報通信の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する市民及び来訪者をいう。

(サービスの内容)

第3条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへの接続及び本市が発信する市政情報等を閲覧することができる。

2 本サービスの利用料は無料とする。ただし、インターネット上で利用した有料サービスについては、利用者が負担するものとする。

(利用条件)

第4条 本サービスの利用は、本規約及び本サービスを提供する東日本電信電話株式会社（NTT東日本）が定める「インターネットご利用時の注意事項」、「セキュリティに関する注意事項」に同意した個人に対して認めるものとする。

2 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）」その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 利用者は、本サービスの利用に際し次に掲げるものを準備するものとする。

(1) 本サービスに接続できるWi-Fi機能及びWebブラウザを搭載した通信機器

(2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

4 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。

5 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

6 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

(利用場所及び利用時間)

第5条 本サービスが利用可能な場所は別に定めることとし、利用時間は各施設・場所の定めるとおりとする。ただし、利用時間はイベント等の実施に合わせ、変更する場合がある。

(通信利用の制限)

第6条 本市は、本サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを行う等の接続制限を行うことができるものとする。

(利用者情報の記録及び利用)

第7条 本市は、次に掲げる目的のため、利用履歴を取得することができるものとする。

(1) サービスの利用状況を調査する場合

(2) サービス内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

(3) その他、本市が特に必要があると認める場合

2 本市は、取得した情報を、本サービスの利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請対応等に利用できるものとする。また、箇所ごとの利用者数、利用時間帯、利用端末及び利用言語等に関する情報は、個人を特定できない情報に処理し、第三者の利用に供することができるものとする。

(禁止事項)

第8条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (8) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
- (9) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメール送信する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為

2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。

(利用資格の停止・取消)

第9条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取消することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として本市が不適切と判断した場合

(運用の中止要件)

第10条 本市は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止できるものとする。

- (1) システム保守及び設備の点検工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

第11条 本市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、确实性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとする。

6 本市は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。
(規約の変更)

第12条 本市は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和元年9月5日から施行する。

【別紙】 利用可能施設一覧

	拠点名	住所	備考
1	総合交流センター	高田町字太田 5 番地	
2	市立図書館	高田町字馬場前 89 番地 1	
3	広田診療所	広田町字前花貝 222 番地 2	
4	道の駅「高田松原」	気仙町字土手影 180 番地	
5	下矢作地区コミュニティセンター	矢作町字諏訪 44 番地	
6	矢作地区コミュニティセンター	矢作町字鍋谷 6 番地 2	
7	横田地区コミュニティセンター	横田町字黄金山 43 番地 1	
8	竹駒地区コミュニティセンター	竹駒町字館 44 番地	
9	高田地区コミュニティセンター	高田町字栃ヶ沢 210 番地 3	
10	長部地区コミュニティセンター	気仙町字牧田 17 番地	
11	米崎地区コミュニティセンター	米崎町字川向 14 番地 1	
12	広田地区コミュニティセンター	広田町字前花貝 222 番地 1	
13	小友地区コミュニティセンター	小友町字柳沢 25 番地 1	
14	矢作小学校体育館	矢作町字神明前 55 番地 1	
15	横田小学校体育館	横田町字久連坪 17 番地 1	
16	旧横田小学校体育館	横田町字志田実 3 番地 1	
17	竹駒小学校体育館	竹駒町字仲の沢 181 番地	
18	高田第一中学校体育館	高田町字鳴石 5 番地 1	
19	旧気仙小学校体育館	気仙町字牧田 17 番地	
20	旧高田東中学校体育館	米崎町字神田 113 番地	
21	米崎小学校体育館	米崎町字川内 1 番地	
22	高田東中学校	米崎町字和方 130 番地 1	
23	広田小学校体育館	広田町字大久保 9 番地	